

住民税非課税世帯等に対する給付金給付事業について

1 住民税非課税世帯等臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での生活支援として、住民税非課税世帯等へ臨時特別給付金を支給しました。

(1) 給付金の概要

対象区分	A 住民税非課税世帯		B 家計急変世帯
	a 令和3年度非課税世帯	b 令和4年度非課税世帯	
支給要件	令和3年12月10日（基準日）時点で住民登録があり、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯	令和4年6月1日（基準日）時点で住民登録があり、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯	申請日時点で住民登録があり、新型コロナウイルスの影響により収入が減少し、世帯全員が非課税相当となった世帯
	※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除く		
支給額	1世帯あたり10万円（支給は1回のみ）		

(2) 支給状況（令和5年2月28日時点）

	A 住民税非課税世帯	B 家計急変世帯
ア 対象世帯数	391,336世帯	—
イ 支給世帯数	370,756世帯	2,994世帯
ウ 支給率（イ/ア）	94.7%	—

2 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等へ緊急支援給付金を支給しました。

(1) 給付金の概要

対象区分	A 住民税非課税世帯	B 家計急変世帯
支給要件	令和4年9月30日（基準日）時点で住民登録があり、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯	申請日時点で住民登録があり、予期せず家計が急変して収入が減少し、世帯全員が非課税相当となった世帯
	※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除く	
支給額	1世帯あたり5万円（支給は1回のみ）	

(2) 支給状況（令和5年2月28日時点）

	A 住民税非課税世帯	B 家計急変世帯
ア 対象世帯数	330,447世帯	—
イ 支給世帯数	314,981世帯	2,354世帯
ウ 支給率（イ/ア）	95.3%	—

3 特徴的な取組

(1) 迅速かつ確実な支給に向けた取組

- ・ 臨時特別給付金（10万円）では、給付金の対象世帯の世帯主あてにプッシュ型で申請書類を送付することにより、対象世帯への支給を促進
- ・ 個々の申請における受付から支給までの工程を管理し、その状況をリアルタイムで把握できる本市独自の「給付金支給管理システム」を導入
- ・ 市ウェブサイトで自身の申請番号を入力すると、申請受付後の進捗状況を確認できるサービスを導入
- ・ 緊急支援給付金（5万円）の支給にあたっては、臨時特別給付金（10万円）を支給した口座情報を活用することで、申請なく同一の口座に支給
(世帯主本人口座のみ、約28万世帯)

(2) 配慮を要する方々への取組

- ・ 生活保護受給世帯に、各区生活支援課と連携し、個別に情報提供や申請勧奨を実施
- ・ DV避難者や入所措置が執られている児童、障害者、高齢者の方には、本人が直接給付金を受け取れるよう支援
- ・ いわゆるホームレスの方には、支援団体等と連携し、案内チラシを配布するとともに、申請手続に関する個別相談会を開催

【参考】これまでの経緯

① 臨時特別給付金給付事業

令和3年11月19日	国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」により本給付金の支給が決定
令和4年1月17日	本給付金専用の市コールセンターを設置
2月16日	各区役所に申請サポート窓口を設置
4月26日	国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」により令和4年度非課税世帯への支給が決定
7月15日	令和4年度非課税世帯の申請受付を開始
9月30日	家計急変世帯の申請期限
10月31日	令和3年度及び令和4年度非課税世帯の申請期限 申請サポート窓口を終了
11月30日	市コールセンターを終了

② 緊急支援給付金給付事業

令和4年9月9日	国の「物価・賃金・生活総合対策」により本給付金の支給が決定
10月17日	本給付金専用の市コールセンターを設置
11月1日	各区役所に申請サポート窓口を設置
11月15日	住民税非課税世帯及び家計急変世帯の申請受付を開始
令和5年1月31日	住民税非課税世帯及び家計急変世帯の申請期限 申請サポート窓口を終了
2月28日	市コールセンターを終了